

児童虐待対応体制におけるいわゆる司法関与について

2015年10月21日

岩佐嘉彦（弁護士） 浜田真樹（弁護士）

司法関与の現状

(1) 調査段階

臨検捜索（児童虐待防止法）

(2) 支援段階

児福法28条に基づく承認

児福法28条に基づく措置の更新の承認

親権停止（民法）

親権喪失（民法）

(3) 「強制的」調査に関する規律

- 裁判所の関与を検討すべき「強制」の内容が明確ではない（ここにいう「強制」とは何か、学術上の議論もつめができていないと難しい状況）
- 一時保護については、裁判所の許可手続きなしに行われている。
- 一時保護に伴う調査の範囲もあいまい

意見1 一時保護について

- (1) 一時保護が現実的に親権や子どもの権利に与えている影響や子どもの権利条約の規定ないし趣旨から考えて、将来的には、一時保護に際して、司法が関与する仕組みを整備することが望ましい。
- (2) 一時保護手続きに司法が関与する上では次の点の解決が図られなければならない。検討すべき点が多く、一定の期間を要する。
 - 一時保護の要件（裁判所が判断する基準）を明確にする必要がある。「児童虐待防止のための親権制度研究会」での指摘以降も、この点変化がない。
 - 同意のあるものは司法手続きの対象外にするのかどうかの検討が必要。
この点は、一時保護だけの問題ではなく、その後の支援等における司法の関わりと関係するので、全体的な設計の検討が必要である（同意のない場合のみ、親権を制限する形で司法が関与するのか、少年司法のように同意の有無に関わらず司法が関与するのかの検討が必要）
 - 裁判所が許可する一時保護の期間が期間延長の可否、許可を得る暇がない場合の対応についての検討が必要。
 - 一時保護に司法が関与することで、児童相談所の人的体制、専門性の確立が十分ではないと、一時保護の許可が得られないのではないかと考え、一時保護手続きを躊躇するおそれもある。また、司法の関与により、一時保護の期間が、一定

の期間に限定されるため、現行法にいう児童福祉法28条申立てに移行するかどうかを早期に決める必要が生じ、それに対応できるだけの人的体制、専門性が必要になる。

○ 児童相談所の児童福祉司がソーシャルワークの相当程度の専門性を有し、児童心理や精神医学、保健等と連携した判断体制がなければ、司法に依存した形式的対応に陥るおそれがある（形式的にとにかく一時保護し、さらに形式的に裁判所に申し立てをする機関になりかねない）。

○ 児童虐待への対応件数は全国的にかなり凹凸があるため、制度化にあたっては地方の実情も十分踏まえて検討する必要がある。

意見2 親権の制限のあり方について 支援段階における司法関与

(1) 方向性

私見では、大きな方向性としては、親権を事実上であれ、部分的に制限する以上は、それには裁判所が関与する仕組みが理論的にも望ましい。そして、その関与の仕組みは、今のように断片的ではなく、系統的・連続的であるべき。その方が現場も手続きを利用しやすい（今の、28条と面会制限、つきまとい禁止等がばらばらの制度は利用しにくい）。また、系統的連続的に裁判所が関与することで、親への支援を強力に押し進めることができると思う（私見では、親が一定の態度変容をするかどうかについては、裁判所が命令するかどうかという単発的な問題では解決しにくいと思う。）。

(2) 検討すべき点

しかし、他方で、「あるべき制度」については、基本的な点を含め、検討すべき点が多い。

○ 立法事実の検討

前回の法改正でカバーできていない事案はどのような事案で、現行の制度のどこに問題があるかを分析する必要がある（このような作業は現時点ではまだ行われていないように思われる。）。

とりわけ、親権停止制度を活用することにより、児童福祉法28条とは異なる裁判所の関与のあり方があり、親権停止と28条との関係をさらに整理することで、系統的連続的な司法関与が実現する可能性もあることに留意する必要がある。

○ 系統的連続的に裁判所が関与する制度を検討する上で、(ア) 民法の親権制限の制度を中心に展開するのか（児童福祉法28条を廃止し、例えば、親権喪失、親権停止、親権「保佐？」¹といったように、段階的に親権を制限し、未成年後見人が親権を代行し、裁判所がこれを監督する構造とし、かかる構造のもと児童相談所のサービスを利用する）のか、(イ) 児童福祉法（行政法）を中心に展開するのかという問題の検討が必要である。

¹ 成年後見における保佐や補助をイメージする。

- これと関連して、親権者の同意のない場合だけ裁判所が関わるような制度を考えるのか、同意の有無に関わらず一定のレベルに司法が関与する制度を考えるのかの検討が必要
- 非行（触法、虞犯、その他の非行で、虐待の背景が薄い事案）については、現在は児童福祉法に基づいて対応しているが、これをどう扱うのかの検討が必要。
- 一時保護に記載したと同様の理由で、児童福祉司の人的体制の強化及び専門性の強化（資格化及び研修の抜本的強化）が必要となる。
- 支援メニューがもっと多様化し、かつ、一定程度標準化する必要がある。この点も司法の関与を強化することに先行して進めなければならない（治療命令の導入の可否についても、裁判所の系統的な関与の問題として検討すべきであるが、それは別として、支援メニューの充実がまずありきで、その上で、治療命令を含めた司法の関与のあり方を検討すべきである。）。
- 全国の児童相談所における児童福祉法28条の申立件数のばらつき、虐待対応件数のばらつきが大きいので、制度化にあたっては、とりわけ地方の実情を十分踏まえて検討する必要がある。

3 司法の関与に関連した抜本的改正とは

以上から、やや逆説的にもなるが、司法関与を進めるためにも、次の点が必要である。

○ 児童相談所の人的体制の強化専門性の強化

児童福祉司の人的体制の強化、資格化と集中的効果的な研修の実施

児童心理司の人的体制の強化、児童福祉司との連携強化

児童精神科医、保健、法律等の専門家との連携の強化

○ 市町村の家族支援体制の強化—家族支援メニューの充実と実行

（人的体制の強化、専門性の強化）

市町村におけるソーシャルワーカーの人的体制の強化、専門性の確立、集中的効果的な研修の実施

市町村における心理職の配置と強化

国、都道府県、市町村の役割を明確化した上で、基本的体制を抜本的に強化することこそが、最初に求められる抜本改正であると考えている。

4 その他の点について

(1) いわゆる臨検検索について

臨検検索をめぐっては、少なくとも、再出頭要求という手続きは不要であると思われる。

臨検検索については、必要であれば、立入調査を前置せずに、行うことができるよ

うにすべきとの議論もあるかもしれないが、この場合、通常の立入調査と区別する理由がなくなり、むしろ「臨検捜索」に一本化すべきではないかとの問題につながる可能性もある。

その場合に、一時保護で述べたと同じ、児童相談所の体制等が問題となるので、直ちに導入することについては慎重であるべき。

(2) 児童相談所の調査権限について

現行法では、児童相談所が行う調査については、いわゆる組織規定しかないので、調査に関する権限規定を設けるべきである。

以 上